

令和 3 年

元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会記録

令和 3 年 1 月 2 9 日

和 光 市 議 会

元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会記録

◇開会日時 令和3年1月29日（金曜日）
午後 2時00分 開会 午後 3時15分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員 10名

委員 長	安 保 友 博 議員	副 委 員 長	待 鳥 美 光 議員
委 員	猪 原 陽 輔 議員	委 員	熊 谷 二 郎 議員
委 員	富 澤 啓 二 議員	委 員	金 井 伸 夫 議員
委 員	松 永 靖 恵 議員	委 員	富 澤 勝 広 議員
委 員	齊 藤 克 己 議員	議 長	吉 田 武 司 議員

◇欠席委員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長	喜 古 隆 広	議 事 課 長	末 永 典 子
議事課長補佐	本 間 修	主 査	高 橋 寛 子

◇本日の会議に付した案件

事務検査について

その他

午後 2時00分 開会

○安保友博委員長 ただいまから、元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

本日の流れを確認します。

本日の議題は、事務検査についてとして、中間報告に向けた問題点・改善点の整理、その他です。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのようにいたします。

次に、会議時間についてですが、効率的な委員会運営を行うため、午後4時を目途として行いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのようにいたします。

それでは、事務検査についてとして、中間報告に向けた問題点・改善点の整理を議題とします。

先日、各委員から御提出いただいた問題点・改善点について、委員長でまとめたものをお手元に配付してあります。

なお、中間報告というところで、先日、改善点についてもお話ししたんですけども、改善点については、全体像が見えてからするのがよいのではないかとというところで、私のほうで問題点を中心にまとめた形とさせていただいております。その旨、御了承いただければと思います。

各項目1、2、3、4ごとに協議したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのようにいたします。

それでは、まずは、1、過去の事件、パワハラから事件発覚まで、これについて協議をしたいと思います。

お手元の資料を御覧いただきまして、重複している点ですか表現、内容について御意見ありましたら、いただければと思います。

齊藤委員。

○齊藤克己委員 ただいま委員長のほうから、改善点についてはある程度まとまった段階でということで、これはこの文章中にも、こういったことをすべきであったのにとかという形で問題点は指摘されていて、一部改善点にも触れられているということで認識すればよろしいんでしょうかね。その点、御説明いただければと思います。

○安保友博委員長 最初の段階で、改善点という形で皆様にはお示ししてしまったこともあつ

て、その辺混乱もあったかと思しますので、なるべく皆様からいただいたものに沿った形でまとめさせていただいていますので、それも含めて、ここはこういうふうに表示を改めるべきだという形での御意見をいただければいいかなと思いますので、お願いします。

齊藤委員。

○齊藤克己委員 2ページのところで、補助金の定期巡回のところが記載されているんですけども、前回私、欠席したもので、議事録拝見していますと、この扱いについて、一定の議論がされていたと思うんですけども、ここの問題、定期巡回に関して、私としては意見はないんですけども、こういった形で、載せるという形でいいということですか。

○安保友博委員長 この定期巡回の部分については、この委員会の中では、訴訟提起に関わることだからということで、一切の答弁がなされていない状況で、今終わっている状況です。

それでまた、常任委員会のほうで秘密会を開いた中でのやり取りというものの片りんが、のぞかれるものもあるということもありますので、これについては、そこに関わる事実を明らかにするためには、さらなる調査が必要という形で御提言いただければと思いますので、お願いします。

金井委員。

○金井伸夫委員 それでは、2ページなんですけれども、二、三か所、指摘させてもらいたいと思います。

2ページの公金・準公金の取扱いのところで、上から3行目で、庁内全体の公金の取扱いに関して問題があった点ということで、公金と言っているわけですけども、これが公金に当たるかどうか。公金ではないのではないかなと思うので、公金というのではなくて、金品の取扱いとか、公金を使わないほうがいいかなということが一つです。

それから、5個目の丸ポツなんですけれども、元職員の不正行為を知らながら平成31年の調査があるまで云々というところ、これは多分、認知症高齢者の夫婦の金品を元職員が着服していたということだと思うので、そうであれば、認知症高齢者夫婦のことをここで言及しておかないと、紛らわしいかなと思います。

それから、3ページ……

○安保友博委員長 今のは、この項目をこっちの補助金の地域介護のほうに移すということですか。今の御意見の趣旨をもう一度お願いします。

金井委員。

○金井伸夫委員 元職員の不正行為を知らながら平成31年の調査まで申告しなかったことは、地方公務員法の法令遵守義務に抵触すると書いてあるんですけども、これは何の事件のことを指しているかということ、認知症高齢者夫婦のお金を長い間着服していながら、元職員ではなくて多分部下の関係職員が、そういうことを知らながら見て見ぬふりをしてきた。その結果、平成31年の調査があるまで何も申告しなかったということで、その間、元職員の不正行為を知らながら申告しなかったことが、この事件の一つの事件になったのではないかなということなん

ですけれども。

○安保友博委員長 何に関することかというのを明示するということですね。

金井委員。

○金井伸夫委員 そうですね。

公金に当たるのかどうかというのが、ちょっとチェックしたほうがいいかなど。

3点目は、3ページの下から8行目のところ、パワハラ相談を受けた、報告を受けた市長は元職員に注意をしたがというところ、ここ、注意をしたがパワハラは収まらなかったと書いてあるんだけど、市長のこれまでの話の中で、市長が元職員に注意をすると、その部下に逆に仕返しをしてきたと、元職員から仕返しされた。こういうこともあって、パワハラが抑えられなかったと、こういうことを言っていましたよね。

だから、元職員から仕返しされたんだと、こういうことも、ここで言及しておいたほうがいいかなということで、1点ですけれども。要は、仕返しされて、どうしようもなかったというような話なんだけども。

○安保友博委員長 休憩します。(午後 2時11分 休憩)

再開します。(午後 2時14分 再開)

今のお話ですけれども、実際の委員会の中でのやり取りとしては、訴え出た場合に、その訴え出た人の名前が対象となる人に対して知れてしまうという話までは出ていたかと思うので、その旨、事実の摘示ということでしていただければと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。もしよければ、修正していただければと思うんですけれども。

金井委員。

○金井伸夫委員 今の仕返しされたということは取り消して、パワハラを注意してもパワハラがやまない職場環境にあったということで訂正いたします。

○安保友博委員長 齊藤委員。

○齊藤克己委員 今の3ページのところで、中黒の7個目のところ、20人だけではなく、ほかにももったいたのではないかということで書かれているんですけれども、下の項目と一緒にして、元職員は、ほかの職員等、大勢がいるところで激しく叱責をするなどのことから、20人だけではなく、ほかにもいたのではないか。また、周りの職員も、上司であれ、市長、副市長、パワハラの実態を認識したと思われという形で、ちょっとこの文章だけでは非常に説明が足りないので、下の項目と一緒にして、そういう状況の説明と一緒にして、一つのものにしてもいいのかなという感じがしました。その点を考慮していただきたいと思います。

○安保友博委員長 熊谷委員。

○熊谷二郎委員 同じく3ページの下から、先ほど金井委員の指摘していたところの文章なんですけれども、文言の問題だけれども、パワハラ相談を受けた、報告を受けた、受けたがダブっているので、相談や報告を受けたという意味なのか、これはどういう言い回しが正しかったのか。そこを分かりやすく訂正できたらと思います。

○安保友博委員長 齊藤委員。

○齊藤克己委員 今の文言の修正も含めてですけれども、ほかにも文章中、ちょっと推敲する必要があるのかなと思いますので、報告の際には、文章の語尾とかという形で、少し丁寧な形で、お手数ですが、修正を願えたらと思います。

今見たところなんですけれども、例えば、2ページの上から中黒で4つ目のところの語尾のところなんですけれども、その時点で不適切な手続が明らかになっていた可能性があったという形で断定しておりますが、あくまでも例えば、と思われるとかという形のほうがいいのかなのか。事実として公表する場合に、そこら辺の余地を入れておいたほうがいいのかなというようにところも散見されますので、御考慮のほうをお願いいたします。

○安保友博委員長 熊谷委員。

○熊谷二郎委員 同じく2ページの公金・準公金の取扱いの部分の意味が分からないので、事件発覚後、会計課の金庫や防犯カメラを設置したが、これは直接関係があることであつたのかが分からないため、さらに調査が必要と。これは、直接関係があることであつたのかというのは、何に関係したのかが、ちょっと不明確なのかなと思います。

それで、何の調査が必要なのか、さらに調査が必要というのは、取り扱い方が問題だったのか、あるいはシステム上なのかという、どのような調査がという意味が、明確になったほうがいいのかと思いました。

○安保友博委員長 猪原委員。

○猪原陽輔委員 2ページの定期巡回のところの中黒の4のところなんです、今回の訴えの提起をする段になるまでというところ、段階ですかね。段となっているので、文字の確認ということで、御確認いただければと思います。

○安保友博委員長 ここはそうですね、段か段階か、精査します。

休憩します。(午後 2時21分 休憩)

再開します。(午後 2時30分 再開)

猪原委員。

○猪原陽輔委員 2ページの定期巡回の中黒の3つ目のところなんです、定期巡回の委託先の業者について書かれているわけですが、過去に汚職事件を起こしたということで、これが会社の特定につながるのではないかとこのところ懸念をしているのですが、その点の確認をいたしたいと思います。

○安保友博委員長 今の意見に対して、いかがでしょうか。

富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 今、過去の事件について特定されるという御意見がありましたけれども、これについては委員会等でも審議した内容で、その時点でも発言があった内容です。

この内容については、3段階にわたって確認をする必要があるかなと思います。1点目は、この業者を選定するという段階にあった検討段階がどうであったのか。それから、契約時どう

いう判断をされたのか。また、不祥事が発覚したときに、その会社に対する調査はどうであったのか。この3つの点について、この事件に関連して調査する必要があるのではないかなと思います。

○安保友博委員長 では、そのようにしたいと思います。

猪原委員。

○猪原陽輔委員 2ページの公金・準公金の取扱いの一番下のところなんです、生活保護のシステムと住基のシステムが連動していないということで、ここで書かれているところなんです、この開始処理が2年保留されていたということで、住基情報は取り込むはずなので、説明不足と今なっているのですが、委員会の中で、元職員の指示で止めていたということが説明はされているので、記載の内容をそのように直したほうがいいのではないかなと思いました。

○安保友博委員長 富澤啓二委員。

○富澤啓二委員 3ページの下の中黒4点ですが、語尾がかなり厳しい断定判断になっているように思えるんですが、例えば、何も対応していなかったように思えるとか、少し柔らかい表現を使うことも考えられるのかなとは思いますが、100・ゼロになっています。

その下も、解決策を取っていない、その下も何のケアもしてこなかった、また相談できる仕組みがない、これ、表現がちょっと厳しいのかなと。してこなかったように思われるのほう語尾が柔らかくて、断定口調ではないので、対応がどっちにしてもいけるのかなという気がするんですが。ただ、委員会の中間ですから、厳しい表現のほうがいいのかもしれませんが、そこはどう思われるか。

○安保友博委員長 今の御意見に対してはいかがですか。

今の富澤委員の意見も一つだし、あと、反対側から見ると、憶測で書いているのかという話と取られかねないので、事実認定として、そういう事実認定していますよということで、断定的に書くというのも一つかなと思うんですけども。

齊藤委員。

○齊藤克己委員 中間報告で出されるので、後ほど委員長には一任いたしますので、精査の上、内容を確認された中でしていただければと思います。どちらもあろうかと思えます。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 先ほどの住基情報の取り込む云々という話ですけども、多分、特定な人に関連して、取り込まなくていいという話であったかなと思っていて、通常は住基情報は取り込んでやるんですけども、特定の人にだけ、そういう動きがあったということですよ、これね。

○安保友博委員長 そうすると、どうなりますか、この部分。

〔「言い方が難しい」という声あり〕

特定の人に対しては取り込まなくていいという指示があったということで、それに従ったということを入れればいいということですかね。

〔「特定な人に対して、指示があり、特定な人のデータは取り込まなかったということですよ。取り込んでいない」という声あり〕

待鳥委員。

○待鳥美光委員 3ページのパワハラのところなんですけれども、記録を残さなかったとか、辞退することを促すことがあったとか、人事異動で対応することがあったとか、個々の事象というか、そういう書き方になっていて、これはこれでいいと思うんですけれども、根本的に処理委員会の要綱として、当事者、パワハラを行っていると思われる人に対して、事実関係の有無とか、事実の流れとか、文脈とかの聞き取りをするということが含まれているので、結果的にこういうことになるわけですよ。

それで、これ、問題点というところでまとめているので、改善提言という形には出てきていないから、今の要綱自体をもう少し、要綱ありきで、だから取り下げてくださいとか、だから人事異動で対処してしまうとかということではなくて、その来ている申立ての内容に応じてできるような形の柔軟性というか、それがなかったの、こういう結果になったということはあると思うんです。

実際に、1月になって、まとめて20件ぐらい出てきたときには、特別委員会という形で特例的な扱いをしているわけですよ。なので、そこの要綱を一度見直し、これだけばらばら相談が来ていて、そして申立ては1件もないという状態だったのに、見直しをしてこなかったということがあると思うので、そこのところを入れてもらったほうがいいかなと思うんですけれども。要綱ありきで、具体的な申立てに対しての対応をしていない。

○安保友博委員長 それを追加したいということですよ。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 それ、私、改善提言の中で入れたので、恐らく入っていないと思うんですけれども。

○安保友博委員長 そうですよ、はい。分かりました。

〔「1回休憩していただいてもいいですか」という声あり〕

休憩します。(午後 2時41分 休憩)

再開します。(午後 2時43分 再開)

ほかに御意見はありますか。

〔「なし」という声あり〕

御意見ありませんので、まず1番に関しましては、今いただいた意見をまとめていくという方向でよろしいですか。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 1点検討していただきたいんですけれども、これ、どちらかというと、同じところに問題点としては収束するような内容を、違う人から出ると言い方が違うので、それを羅列したような感じに読めるんですけれども。

例えば、口頭で報告するのであれば、このまま読み上げていくほうが、具体的にずっと入るのかなと思うんですが、最終的な形としては、同じところに改善提言として帰着するものはまとめていくというか、同じ問題をこっちから見て、こっちから見て違うふうに、違う項目として羅列がされているので、そのあたりは中間報告で、例えば読み上げるという前提だったらこのままがいいのか、それともまとめたほうがいいのか。あるいは。最終提言のところでもまとめていくという形で、今回は中間なので、今出たままを羅列していくのがいいのか、その辺も考えながら、やったほうがいいのかなと思います。

○安保友博委員長 その点も検討させていただければと思います。

それでは、1番のほうはよろしいですね。

〔「はい」という声あり〕

では、2番のほうに移りたいと思います。

事件発覚から通報までの経緯と背景。

ここについては、警察の通報と、あとは市の公益通報制度というところで、事実関係が不明瞭だということは今まであったかと思うんですけれども、その上で御意見いただければと思います。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 公益通報のところなんですけど、これも市長が来ていただいたときに、最終的に確認してということになると思うんですけれども、この不受理にした理由が理由になっていないという書き方ですけれども、委員会の要綱として、受理・不受理は委員会を招集して、委員会で決めるとなっていたと思うんです。それなのに、なぜ委員会を招集しないまま、不受理という形にしたのかというところが言葉として入っていないので、それは市長に確認した上、そここのところの問題をきちんと入れていただきたいと思います。要綱に沿っていない。

○安保友博委員長 ここについては、10日に市長、副市長をお招きして質疑をするという形の途中で、そこを明らかにして、それをさらに盛り込んでいくというところにしたと思います。

ほかに質疑はございますか。質疑というか意見というか、ありますか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、質疑、意見がありませんので、次に進みます。

次に、3番、事件発覚後の市の対応、こちら項目としては、内部調査と、あと疑義があった元職員への対応と項目が分かれております。

御意見はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、意見がありませんので、3番についてはこの大枠でよろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、次に進みます。

4番、その他全般にわたる事項等、こちらについて、御意見いただきたいのは、時系列に沿

って1、2、3と整理していくという話が、前回あったんですけども、ちょっと振り分けとして難しいかなというところを、このような形で、4番という新しい項目をつくって今回まとめたので、これをほかのところに振り分けできるのであれば、そのほうが見やすいかなというのが一つと、それと別で、こういう形でいいんだという御意見もあれば、その辺も含めて、いただければと思います。いかがでしょうか。

金井委員。

○金井伸夫委員 その他全般にわたる事項等ということで、別途こういう形で切り出して、人事管理、人事評価の在り方等を記載していくこともありかなと思います。

あと、人事管理、人事評価の在り方の中で、360度評価の導入をすべきかという文言があるんですが、360度評価というと、上下の評価だけではなくて、横の関係の評価も加える評価ということだと思うんですけども、現状、基本的には上司が部下を評価するという形で、和光市の場合は人事評価しているわけで、部下からの評価というのは課長を対象に行われていて、今回、部長に対する部下の評価がなかったのも、こういった部長の独走を許したのではないかなという面があるわけで、いきなり360度評価まで持っていくのは、ちょっと人事評価の労力とか、今のやり方よりかなり労力が変わってしまうので、取りあえず部下が部長を評価するというのが妥当なところかなと思います。

○安保友博委員長 この点については、先ほど来申し上げているところですけども、改善点の部分がやはり入ってしまっているのも、あくまで中間報告としては、今後検討していくとはあると思うんですけども、一旦は事実関係として、今、金井委員の御意見にありました、部長に対しては部下からの評価制度が今はないということが事実ですかね。そこの部分を摘示するというところに変えるということよろしいですか。

金井委員。

○金井伸夫委員 はい。

○安保友博委員長 富澤啓二委員。

○富澤啓二委員 6ページの最後の公務員としての姿勢に関して、大変格調ある理念的な文言で出されていますので、これは最終答申でも利用できるのではないかなという気がします。中間で入れるかどうかは、また判断ですけども。

○安保友博委員長 これを中間に入れなくて、最後に入れたほうがということもあり得ると。

富澤委員。

○富澤啓二委員 はい。

○安保友博委員長 この点いかがでしょうか。

金井委員。

○金井伸夫委員 あまり出し惜しみせず、気がついたことはどんどん書いていって、中間報告ですから、守備範囲を広げて言及していったほうがいいのではないかと僕は思います。

○安保友博委員長 意見が出たという意味で、なるべく漏れがなく出していくという方向で、

最後の最終報告書の提言書の中で、改めて表現も考えてやっていくというような形がよろしいですかね。

齊藤委員。

○齊藤克己委員 今のところですけれども、元職員はやはりカリスマ的存在であって、余人をもって代え難いというような評価というか、個人的なそういうふうな背景というものは、やはり根深くあった上でのことだったと思いますので、こういった文言はやはり入れるべき、入れるべきというか、状況としてこういうものがあったということは、やはりしっかりと言及すべき問題だと思いますので、全部これに載せるかは別にして、ここは必要だろうなという感じはいたします。

○安保友博委員長 ほかにございますか。

〔「なし」という声あり〕

ほかにありませんので、以上で4番についての意見、質疑を終結したいと思います。

休憩します。（午後 2時56分 休憩）

再開します。（午後 3時14分 再開）

それでは、次回の日程になりますが、次回は2月4日木曜日、午後2時から第10回調査特別委員会を開催したいと思います。

内容としましては、事務検査についてとしまして、これまでの要求資料の事務検査や要求資料に対する質疑を経ても、なお明らかになっていない事項につきまして、本日協議いたしました1から4までの各段階において、さらなる調査が必要なものについての協議、一例としては、前回ありました市長、副市長でないと当時の内容が分からなかったというものなど、そういうものについて、4日に協議をしてまいりたいと思います。これについて異議はありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議ありませんので、そのようにいたします。日程調整のほど、よろしく願いいたします。

本日の案件は以上となります。

そのほかに何か、委員の皆様からありますか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願います。

以上で元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を閉会します。

午後 3時15分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 安 保 友 博